

〈別紙3〉 ショートステイサービス **第二ふるさと苑** 利用料金表 **〔ユニット型個室〕**

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象										介護保険給付対象外					ご利用料金			
		1日あたり							1回あたり	ご利用日数	ご利用日数	1日あたり					ひと月あたり			
		基本 (単位) A	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (単位) B	夜勤職員配置加算(Ⅱ) (単位) C	(単位) D	(単位) E	(単位) F	療養食加算 (単位) G	送迎加算 (片道) H	介護職員処遇改善加算 (単位) I	ご利用料金(保険給付対象分) (円) J	滞在費 (円)	食費 (円) 限度額/日	電気代*1品につき (円)	(円)	1泊2日された場合 (円)	ひと月2泊3日の場合 (円)	ひと月6泊7日の場合 (円)		
要介護1	第1段階	677	6	18			23	184	(左記A~Gの合計×利用日数+H×送迎回数)×59/1000を小数点以下四捨五入	(左記A~Gの合計×利用日数+H×送迎回数)+1×10.55円を小数点以下切捨て	820	300	50	7,987	12,171	28,904				
	第2段階										820						390	4,497	6,541	14,714
	第3段階										1,310						650	5,997	8,791	19,964
	第4段階										1,970						1,380	7,987	12,171	28,904
要介護2	第1段階	743	6	18			23	184	同上	同上	820	300	50	8,135	12,392	29,420				
	第2段階										820						390	4,645	6,762	15,230
	第3段階										1,310						650	6,145	9,012	20,480
	第4段階										1,970						1,380	8,135	12,392	29,420
要介護3	第1段階	814	6	18			23	184	同上	同上	820	300	50	8,294	12,630	29,976				
	第2段階										820						390	4,804	7,000	15,786
	第3段階										1,310						650	6,304	9,250	21,036
	第4段階										1,970						1,380	8,294	12,630	29,976
要介護4	第1段階	880	6	18			23	184	同上	同上	820	300	50	8,441	12,852	30,491				
	第2段階										820						390	4,951	7,222	16,301
	第3段階										1,310						650	6,451	9,472	21,551
	第4段階										1,970						1,380	8,441	12,852	30,491
要介護5	第1段階	946	6	18			23	184	同上	同上	820	300	50	8,589	13,072	31,007				
	第2段階										820						390	5,099	7,442	16,817
	第3段階										1,310						650	6,599	9,692	22,067
	第4段階										1,970						1,380	8,589	13,072	31,007
要支援1	第1段階	508	6	18			23	184	同上	同上	820	300	50	7,610	11,605	27,582				
	第2段階										820						390	4,120	5,975	13,392
	第3段階										1,310						650	5,620	8,225	18,642
	第4段階										1,970						1,380	7,610	11,605	27,582
要支援2	第1段階	631	6	18			23	184	同上	同上	820	300	50	7,885	12,017	28,544				
	第2段階										820						390	4,395	6,387	14,354
	第3段階										1,310						650	5,895	8,637	19,604
	第4段階										1,970						1,380	7,885	12,017	28,544

- ※ 介護保険給付対象分の**1単位の単価は10.55円**となります。
- ※ 滞在費・食費は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、第1～第3段階のご利用者様には、負担軽減策が設けられています。尚、利用者負担段階の基準につきましては、右表をご参照下さい。(事前に市への申請及び認定が必要となります。)
- ※ 第1段階対象者の方は、主に生活保護受給者等となり、ご本人の状況等により負担額が異なりますので、施設へ直接お問い合わせ下さい。
- ※ 上記の表では、電気製品(テレビ等)を1台お持込になられた場合で計算しています。
- ※ 上記の表では、送迎を入苑時の1回、退苑時の1回、計2回で計算しています。
- ※ 上記 に関しては、ケアプラン上に位置付けられ実施された場合のみに加算されます。(上記計算には含まれていません)

区分	利用者負担段階の基準
第1段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって 老齢福祉年金受給者または生活保護受給者
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方
第4段階	一般の世帯(第1～3段階以外の方)